

聖籠町教育委員会告示第6号

聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年5月12日

聖籠町教育委員会教育長 近藤 朗

聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会の設置要綱

(設置)

第1条 聖籠町立小学校の児童が参加する放課後子ども教室の在り方を検討するため、聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項の検討を行うものとする。

- (1) 聖籠町立小学校の放課後子ども教室の在り方に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員8名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 放課後子ども教室に識見を有する者
- (2) 聖籠町立小学校の教職員
- (3) 聖籠町立小学校のPTA代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び代理者)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育未来課において処理する。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

聖籠町放課後子ども教室の在り方検討委員会 委員名簿

(敬称略)

分野	職	氏名	所属	新任・再任
(1)放課後子ども教室見識を有するもの	教授	脇野 哲郎	新潟医療福祉大学 健康科学部 スポーツ学科	新任
(2)聖籠町立小学校の教職員	校長	藤井 政明	聖籠町立蓮野小学校	新任
	校長	小林 隆裕	聖籠町立山倉小学校	新任
	校長	伊藤 健文	聖籠町立亀代小学校	新任
(3)聖籠町立小学校のPTA代表者	会長	<small>ミヤモト</small> 宮本 <small>タダシ</small> 正	聖籠町立蓮野小学校PTA	新任
	副会長	<small>サイトウ</small> 齋藤 <small>マユミ</small> 真由美	聖籠町立山倉小学校PTA	新任
	会長	<small>タカマツ</small> 高松 <small>エイイチ</small> 栄一	聖籠町立亀代小学校PTA	新任

任期：令和5年5月12日から令和6年3月31日まで